

相続

遺言

相続税

家族信託

相続の
相談実績

1,200件以上

相続の専門家に対応!

相続の相談会

7日間開催

9:30~16:30

事前予約制

2022年
1月

15[土] 16[日]

17[月] 18[火] 19[水] 20[木] 21[金]

場所

会場1

1/15[土] 芦屋市民センター 206号室(9:30~12:00)
101号室(13:00~16:30)
1/16[日] 芦屋市民センター 304号室(9:30~16:30)
〒659-0068 兵庫県芦屋市業平町8番24号

会場2

1/17[月]~21[金] みなみ司法書士事務所
〒663-8204 兵庫県西宮市高松町7-26 コーディアルコート前宏301



ご予約
ダイヤル

☎0120-327-357 ※事前予約制(お電話でお申込下さい)

特典

先着20名様

預貯金と不動産の手続きも丸わかり!
あんしん相続ガイドブックをプレゼント!

※「相続は複雑で難しい」というお声にお答えして、今回特別にご用意させていただきました。



当事務所の
新型コロナウイルスへの
対策につきまして

当事務所では皆様に少しでも安心してご来所いただけるよう下記に取り組んでいます。

●アクリル板の設置 ●消毒液を利用した手の殺菌 ●定期的な換気 ●マスクを着用した面談
その他ご不安な事に関しましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

相続登記(不動産の名義変更)が義務化されます!相続手続きはお早めに

相続手続き放置していませんか?

! 元々の相続人が亡くなった場合に、
相続関係が複雑になり、手続きが面倒になる

! 相続人の中に借金がある人がいた場合に、
不動産を差し押さえられるリスクがある

! 相続した不動産を自分の意思で売却したり、
担保に入れたりできなくなる



相続でよくあるなかなか進まないケース

! 相続人の数多くて
遺産分割がまとまらない

! 相続人の中に面識のない人がいて
連絡が取れない...

! 相続人の中に行方不明者・
海外在住の方がいて連絡が取れない

! 相続人が認知症になっていて、
相続手続きが進まない...

! 相続人の中に未成年者がいて
手続きが進まない



相続手続きでこんなお悩みありませんか？※相続手続きには期限があります！

相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい
- 維持・管理が難しい不動産を保有している
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておく、後で様々なトラブルが起こります。

相続税申告について

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい。
- 税務署から書類が送られてきた、税務調査が心配。



経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案をします。

遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- ほかの相続人と話をせず、手続きを任せたい。



亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人とトラブルにならないようお手伝いいたします。

相続税申告には期限があります！

相続税の申告は、被相続人が亡くなってから10ヶ月以内にしなければなりません。手続きを放置しているとあっという間に10ヶ月が経ってしまいます。

- 自分で手続きを行おうと思ったけど、間に合わなかった…
- 相続税申告に期限があるなんて知らなかった…
- 手続きに必要な書類が分からなくて進まない…
- 税務署から「相続税についてのお尋ね」の書類がきて、思い出した…



相続税申告も放置せずすぐに相続の専門家へ相談を！

相続の専門家がお悩みを解決します

みなみ司法書士事務所

代表 **光山 仁煥**

兵庫県司法書士会所属 第1299号
簡易裁判所訴訟代理権認定番号 第214179号



相続・遺言・家族信託などのご相談は早めの対応が必要です。当事務所では、分りやすく・丁寧に、相談者様のお立場になって手続きの方針を考えます。ご相談者様にとって最適な方法をご提案致しますので、その内容を十分にご理解、ご納得いただいた上でご依頼いただきます。相続・遺言・家族信託のことなら西宮市の私たちに安心してお任せ下さい。

税理士法人心 大阪税理士事務所

所長 **大澤 耕平**

近畿税理士会北支部
登録番号 144716号



相続税は、だれがどの遺産を取得するかによって、金額が大きく変わることがあります。他方で、相続税のことばかりに気を取られていると、後々もめ事が起きやすくなるような遺産の分け方をしてしまう場合もあります。そのため、相続の手続きは、相続税という「税金面」と、遺産の分け方という「法律面」の両方を見据える必要があります。相続を集中的に扱っている弁護士兼税理士として、「税金面」と「法律面」両方の観点から、最適なご提案をさせていただきます。

相談をご希望の方は
お電話にて事前申し込みを
お願い致します。

0120-327-357 平日9:00~18:00
土・日・祝日・夜間も相談可能!

西宮市を中心に
兵庫県全域、
相続・遺言・不動産の
ご相談なら

みなみ司法書士事務所

〒663-8204 兵庫県西宮市高松町7-26コーディアルコート前宏301
Tel:0120-327-357



QRコード



西宮 相続

検索

<https://nishinomiya-isansouzoku.com/>